

「確約手続に関する対応方針」(案)からの変更点

変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
5 確約手続の対象	<p>他方，【中略】②事業者が違反被疑行為に係る事件について独占禁止法第 47 条第 1 項各号に掲げる処分を初めて受けた日から遡り 10 年以内に，違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項の規定に違反する行為について法的措置を受けたことがある場合（法的措置が確定している場合に限る。）</p> <p>【中略】には，違反行為を認定して法的措置を採ることにより厳正に対処する必要がある，公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めることができないため，確約手続の対象としない。</p>	<p>他方，【中略】②事業者が違反被疑行為に係る事件について独占禁止法第 47 条第 1 項各号に掲げる処分を初めて受けた日から遡り 10 年以内に，違反被疑行為に係る条項の規定と同一の条項の規定に違反する行為を行ったことがある場合（法的措置が確定している場合に限る。）【中略】には，違反行為を認定して法的措置を採ることにより厳正に対処する必要がある，公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めることができないため，確約手続の対象としない。</p>
6 (3) イ(キ) 履行状況の報告	<p>確約措置が措置内容の十分性を満たす場合であっても，実際に確約措置が履行されないのであれば，競争秩序の回復が確保できない。</p> <p>このため，確約措置の履行状況について，被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者（公正取引委員会が認める者に限る。）が公正取引委員会に対して報告することは，措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。</p> <p>なお，報告の回数は，<u>確約措置の内容に応じて設定する必要がある。</u></p>	<p>確約措置が措置内容の十分性を満たす場合であっても，実際に確約措置が履行されないのであれば，競争秩序の回復が確保できない。</p> <p>このため，確約措置の履行状況について，被通知事業者又は被通知事業者が履行状況の監視等を委託した独立した第三者（公正取引委員会が認める者に限る。）が公正取引委員会に対して<u>定期的に</u>報告することは，措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。</p> <p>なお，<u>確約措置の内容によっては，公正取引委員会に対する 1 回の報告で措置実施の確実性を満たす場合も想定される。</u></p>
7 意見募集	<p>公正取引委員会は，申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり，広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には，原則として 30 日以内の意見提出期間を定め，ウェブサイト等を通じて，申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する。</p>	<p>公正取引委員会は，申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり，広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には，原則として 30 日以内の意見提出期間を定め，ウェブサイト等を通じて，申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する<u>場合がある。</u></p>
11 確約計画の認	<p>確約計画の認定をした後，公正取引委員会は，具体的にどのような行為が公正かつ</p>	<p>確約計画の認定をした後，公正取引委員会は，具体的にどのような行為が公正かつ</p>

変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
定に関する公表	<p>自由な競争に悪影響を与える可能性があるのかを明らかにし、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表する。また、公表に当たっては、独占禁止法の規定に違反することを認定したものではないことを付記する。</p>	<p>自由な競争に悪影響を与える可能性があるのかを明らかにし、確約手続に係る法運用の透明性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表する。また、公表に当たっては、独占禁止法の規定に違反することを認定したものではないことを付記する。</p>